

泉佐野市魅力発信プロモーション動画制作等業務委託に係る企画競争募集要領

令和8年9月24日

泉佐野市

成長戦略室

おもてなし課

泉佐野市（以下「市」という。）では、泉佐野市魅力発信プロモーション動画制作等業務委託を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 業務の目的

本業務の目的は、市への来訪を上位目的とし、来訪に繋がるよう、市の認知度・理解度の向上と、認知度・理解度の向上につながる、いずみさの検定（以下「検定」という。）の受験率の向上を下位目的とします。

その手段として、動画を制作し、広く配信するが、その内容は、下位目的に沿って市に造詣が深く、且つ検定の特別顧問でもある「山本 浩之」氏を起用し、市の歴史、文化、観光、産業、地域資源、その他の取り組み等を紹介する内容とします。

動画の制作に当たっては、検定の制度や内容を一方的に紹介するものではなく、特別顧問の知名度、個性及び発信力等を生かし、視聴者が一つのコンテンツとして楽しみながら、自然と本市について知り、興味や親しみを持つことのできる企画とします。

2. 業務内容

別添仕様書のとおりとします。

3. 業務実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす者とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 市からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による更生又は再生手続きをしていないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：2,200,000円(税込)を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、市と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：仕様書に定める成果物・実績報告書を市に納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払方法：業務実施について、仕様書に定められた事項を全て実施しているかを、現地確認、実績報告書等に基づき内容確認を行い、原則、事業終了後の精算払いで支払います。仕様書に基づいて実施されているかを厳格に審査し、不履行となっている事項分については、支払の対象外となる場合があります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年9月24日(木)

締切日：令和8年10月19日(月)正午必着

(2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年10月9日(金)正午までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、

9. 問い合わせ先(社名、担当者名、電話番号、E-mail メールアドレス)を令和8年10月9日(金)正午までに登録してください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)により提出してください。

- ・申請書(様式1)<5部>
- ・企画提案書(様式2)<5部>
- ・財務諸表の写し(直前決算のものに限り)<5部>
- ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)<5部>
- ・定款又は寄付行為の写し(法人の場合に限る)
- ・法人登記簿謄本(写しでも可)(発行後、3ヵ月以内のもの)

※個人事業主の場合は、開業届の写し

② 提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

<郵送の場合>

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1 りんくうタウン駅ビル東棟2階
泉佐野市 成長戦略室おもてなし課

泉佐野市魅力発信プロモーション動画制作等業務 担当宛

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。日時は別途通知いたします。応募多数の場合は、提案書等、書類による第一次審査を行います。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が1. 業務の目的に合致しているか。

評価項目・評価の視点

本公募では、検定を切り口として、本市の認知度、関心度及び理解度の向上につながる企画内容を重視するとともに、情報発信の手法、業務実施体制及び価格の妥当性等を総合的に評価します。

評価項目	評価の視点	配点
業務理解度	本業務の目的及びいずみさの検定の趣旨を十分に理解し、単なる検定の周知や動画の再生回数の獲得にとどまらず、検定を通じた本市の認知度、関心度及び理解度の向上という目的を的確に捉えているか。	15 点
企画・動画制作内容	検定を切り口として活用し、視聴者が楽しみながら本市について知ることのできる、魅力的かつ独自性のある企画となっているか。また、動画の本数、時間、構成、演出等が目的達成に効果的なものとなっているか。	25 点
検定特別顧問の活用	検定特別顧問の個性、知名度、本市との関係性及び発信力等を十分に生かし、本市及び検定の魅力を効果的に伝える活用方法となっているか。	10 点
情報発信・プロモーション	YouTube の配信チャンネル、視聴者層、過去の再生実績等を踏まえ、本市及び検定の情報を効果的に届けることが期待できる提案となっているか。また、本業務の目的達成に資する効果的な情報発信	20 点

	や波及効果が期待できる工夫がなされているか。	
業 務 実 施 体 制・実現性	撮影、編集、関係者調整、権利処理、市による確認・校正等を含め、業務を確実かつ円滑に遂行できる体制及びスケジュールとなっているか。また、類似業務の実績を有し、提案内容の実現性が確保されているか。	20 点
価格の妥当性	業務内容に対して見積金額が妥当であるか	10 点
合計		100 点

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、市ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、市と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、市との協議を経て、業務内容・構成、業務規模、金額などに変更が生じる可能性があります。実際の契約内容となる別添の仕様書に記載のある事項についても確認の上、応募してください。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、業務開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、業務実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

9. 問い合わせ先

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階
 泉佐野市 成長戦略室おもてなし課
 泉佐野市魅力発信プロモーション動画制作等業務 担当
 E-mail : omotenashi@city.izumisano.lg.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「泉佐野市魅力発信プロモーション動画制作等業務について」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。